

「クロチアニジン」及び「クロルフェナピル」の食品衛生法（昭和22年法律第23号）第11条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

1. 経緯

平成17年9月20日付け及び平成17年9月22日付けで農林水産省から、農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨の連絡のあった「クロチアニジン」及び「クロルフェナピル」について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 各品目の概要

（1）クロチアニジン

本薬は、殺虫剤であり、平成17年9月現在、きゅうり、トマト、りんごなどに登録がある。今回一部作物（なし、レタス）の使用方法の変更及び、はくさい、ブロッコリー、アスパラガスなどへの適用が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていないが、米国、ニュージーランド等において登録されている。

（2）クロルフェナピル

本薬は、殺虫剤であり、平成17年9月現在、はくさい、キャベツ、りんごなどに登録がある。今回いちごへの使用方法の変更及びとうがらし類への適用が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていないが、米国、オーストラリア等において登録されている。

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「クロチアニジン」及び「クロルフェナピル」の食品中の残留基準設定について検討する。